

第十九回国会 水産委員会 議録 第十一号

昭和二十九年二月十三日(土曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 山口長治郎君

理事 小高 嘉郎君 理事 川村善八郎君

理事 鈴木 善幸君 理事 中村庸一郎君

理事 三郎君 理事 中村 清君

夏堀源三郎君 濱田 幸雄君

松田 鐵藏君 吉武 恵市君

椎熊 三郎君 白濱 仁吉君

赤路 友藏君 淡谷 悠藏君

辻 文雄君 中村 英男君

出席政府委員

農林政務次官 平野 三郎君

水産庁長官 清井 正君

委員外の出席者

農林事務官(水産庁漁政部長) 立川 宗保君

専門員 徳久 三種君

二月十一日

委員高橋英吉君辞任につき、その補欠として三和精一君が議長の指名で委員に選任された。

二月十二日

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出第二八号)

同月十一日

釧田漁港修築工事継続に関する請願(淡谷悠藏君紹介)(第一二二五号)

泊漁港修築工事継続に関する請願(淡谷悠藏君紹介)(第一二二六号)

泊漁港等修築工事継続に関する請願

第一類第十号

水産委員会議録第十一号 昭和二十九年二月十三日

(淡谷悠藏君紹介)(第一二二七号)

漁業調整事務所の強化確立に関する請願(有田喜一君紹介)(第一二二八号)

同月十二日

美国港船入ま、整備拡張工事施行に関する請願(椎熊三郎君紹介)(第一二二三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

小委員の補欠選任

参考人招致に関する件

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出第二八号)

○田口委員長 これより会議を開きます。

昨十二日内閣提出の特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案が本委員会に付託されました。ただいまより本案を議題として、審議に入ります。

まず政府の提案理由の説明を求めます。農林政務次官平野三郎君。

第一条 この法律は、昭和二十七年

四月二十八日から昭和二十八年十二月三十一日までの間に、政令で定める海域において漁船が正当に操業又は航行中捕獲、た捕又は抑留されたため、当該漁船の所有者たる漁業者が当該漁船の代船を建造し、若しくは取得し、又はその所有に係る他の漁船を漁場若しくは漁業の転換の目的で改造するのに必要な資金(漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)に規定する特殊保険に係る保険金の支払を受けることができる場合における当該漁船の金額に相当する資金を除き、政令で定める漁具を取得するのに必要な資金を含む。以下「代船建造等資金」という。)の農林漁業金融公庫からの融通を促進し、もつて漁業経営の安定に資することを目的とする。

(事業計画及び資金計画)

第二条 農林漁業金融公庫は、前条の目的を達成するため、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三十五号。以下「公庫法」という。)第二十一条の規定により作成する事業計画及び資金計画の一部として代船建造等資金の融通に関する計画を定めなければならない。

(農林漁業金融公庫法の特例)

第三条 代船建造等資金の融通に関する公庫法の適用については、第一条の政令で定める漁具を取得するのに必要な資金は、公庫法第十八条第一項第五号の二に掲げる資金とみなす。

第四条 代船建造等資金の貸付の利率は、公庫法第十八条第二項の規定にかかわらず、年五分五厘とする。但し、捕獲、た捕又は抑留された漁船が帰還した場合において、帰還した日以後における当該融資残高に対する利率に限り、年七分五厘とすることができる。

(貸付申請期限)

第五条 この法律により代船建造等資金の貸付をすることができるのは、昭和二十九年四月三十日まで、農林漁業金融公庫に対し貸付の申請をした者に貸し付ける場合に限り、政令で定める。但し、政令で定める者については、政令で定める日までの申請期限を延期することができる。

(都道府県の利子補給)

第六条 都道府県は、代船建造等資金の融通を受ける漁業者に対し、当該資金の利子の一部を補給することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○平野政府委員 ただいま議題となりました特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案につきましてその提案理由並びに要旨を御説明いたします。

金とみなす。

第四條 代船建造等資金の貸付の利率は、公庫法第十八条第二項の規定にかかわらず、年五分五厘とする。但し、捕獲、た捕又は抑留された漁船が帰還した場合において、帰還した日以後における当該融資残高に対する利率に限り、年七分五厘とすることができる。

(貸付申請期限)

第五條 この法律により代船建造等資金の貸付をすることができるのは、昭和二十九年四月三十日まで、農林漁業金融公庫に対し貸付の申請をした者に貸し付ける場合に限り、政令で定める。但し、政令で定める者については、政令で定める日までの申請期限を延期することができる。

(都道府県の利子補給)

第六條 都道府県は、代船建造等資金の融通を受ける漁業者に対し、当該資金の利子の一部を補給することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○平野政府委員 ただいま議題となりました特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案につきましてその提案理由並びに要旨を御説明いたします。

一昨午一月十八日、韓国の李承晩大統領領がいわゆる李承晩宣言をもって韓国

周辺の広汎な海域にわたつて韓国の主権を行使する旨を宣言したのであります。かかる宣言は、わが国のとうてい容認できるものではなく、また国際法規に照して何ら根拠のないものであります。ただちにこれに対するわが国の見解を明らかにしたのであります。

爾来、日韓両国において数回にわたつて試みましたが、おきまして、詳細にわが立場を説明し、日韓双方の協力をよつて漁業問題を解決すべく努力を重ねたのでありますが、不幸にして、会談が決裂し、いまだ再開の運びに至らないことはまことに遺憾であります。しかるところ、昨年九月八日、韓国政府がいわゆる李ライン内に出漁したわが国漁船に対し非常措置をとることを声明して以来、同方面に出漁する漁船のうち多数のものが韓国官憲によつて捕獲、拿捕、抑留され、いわゆる李ライン問題としてわが国漁業にとつて重大なる脅威となり、被害漁業者は言うまでもなく、全国民の憂慮と関心を集めてゐることは御承知のとおりであります。この事件によるわが国漁船の被害の概要は、平和条約発効後から昨年十二月三十一日現在までに捕獲、拿捕抑留されたもの五十隻に上り、このうちには政府の監視船一隻も含まれております。

これらの漁船はいずれも正当に操業または航行中拿捕され、韓国に連行、抑留されたものであります。乗組員

の大半は幸いにして帰国することがで

たのであります。

この法律は、公布の日から施行する。

○平野政府委員 ただいま議題となりました特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案につきましてその提案理由並びに要旨を御説明いたします。

一昨午一月十八日、韓国の李承晩大統領領がいわゆる李承晩宣言をもって韓国

周辺の広汎な海域にわたつて韓国の主権を行使する旨を宣言したのであります。かかる宣言は、わが国のとうてい容認できるものではなく、また国際法規に照して何ら根拠のないものであります。ただちにこれに対するわが国の見解を明らかにしたのであります。

爾来、日韓両国において数回にわたつて試みましたが、おきまして、詳細にわが立場を説明し、日韓双方の協力をよつて漁業問題を解決すべく努力を重ねたのでありますが、不幸にして、会談が決裂し、いまだ再開の運びに至らないことはまことに遺憾であります。しかるところ、昨年九月八日、韓国政府がいわゆる李ライン内に出漁したわが国漁船に対し非常措置をとることを声明して以来、同方面に出漁する漁船のうち多数のものが韓国官憲によつて捕獲、拿捕、抑留され、いわゆる李ライン問題としてわが国漁業にとつて重大なる脅威となり、被害漁業者は言うまでもなく、全国民の憂慮と関心を集めてゐることは御承知のとおりであります。この事件によるわが国漁船の被害の概要は、平和条約発効後から昨年十二月三十一日現在までに捕獲、拿捕抑留されたもの五十隻に上り、このうちには政府の監視船一隻も含まれております。

これらの漁船はいずれも正当に操業または航行中拿捕され、韓国に連行、抑留されたものであります。乗組員

の大半は幸いにして帰国することがで

たのであります。

この法律は、公布の日から施行する。

○平野政府委員 ただいま議題となりました特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案につきましてその提案理由並びに要旨を御説明いたします。

一昨午一月十八日、韓国の李承晩大統領領がいわゆる李承晩宣言をもって韓国

周辺の広汎な海域にわたつて韓国の主権を行使する旨を宣言したのであります。かかる宣言は、わが国のとうてい容認できるものではなく、また国際法規に照して何ら根拠のないものであります。ただちにこれに対するわが国の見解を明らかにしたのであります。

爾来、日韓両国において数回にわたつて試みましたが、おきまして、詳細にわが立場を説明し、日韓双方の協力をよつて漁業問題を解決すべく努力を重ねたのでありますが、不幸にして、会談が決裂し、いまだ再開の運びに至らないことはまことに遺憾であります。しかるところ、昨年九月八日、韓国政府がいわゆる李ライン内に出漁したわが国漁船に対し非常措置をとることを声明して以来、同方面に出漁する漁船のうち多数のものが韓国官憲によつて捕獲、拿捕、抑留され、いわゆる李ライン問題としてわが国漁業にとつて重大なる脅威となり、被害漁業者は言うまでもなく、全国民の憂慮と関心を集めてゐることは御承知のとおりであります。この事件によるわが国漁船の被害の概要は、平和条約発効後から昨年十二月三十一日現在までに捕獲、拿捕抑留されたもの五十隻に上り、このうちには政府の監視船一隻も含まれております。

これらの漁船はいずれも正当に操業または航行中拿捕され、韓国に連行、抑留されたものであります。乗組員

の大半は幸いにして帰国することがで

たのであります。

この法律は、公布の日から施行する。

○平野政府委員 ただいま議題となりました特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案につきましてその提案理由並びに要旨を御説明いたします。

一昨午一月十八日、韓国の李承晩大統領領がいわゆる李承晩宣言をもって韓国

周辺の広汎な海域にわたつて韓国の主権を行使する旨を宣言したのであります。かかる宣言は、わが国のとうてい容認できるものではなく、また国際法規に照して何ら根拠のないものであります。ただちにこれに対するわが国の見解を明らかにしたのであります。

爾来、日韓両国において数回にわたつて試みましたが、おきまして、詳細にわが立場を説明し、日韓双方の協力をよつて漁業問題を解決すべく努力を重ねたのでありますが、不幸にして、会談が決裂し、いまだ再開の運びに至らないことはまことに遺憾であります。しかるところ、昨年九月八日、韓国政府がいわゆる李ライン内に出漁したわが国漁船に対し非常措置をとることを声明して以来、同方面に出漁する漁船のうち多数のものが韓国官憲によつて捕獲、拿捕、抑留され、いわゆる李ライン問題としてわが国漁業にとつて重大なる脅威となり、被害漁業者は言うまでもなく、全国民の憂慮と関心を集めてゐることは御承知のとおりであります。この事件によるわが国漁船の被害の概要は、平和条約発効後から昨年十二月三十一日現在までに捕獲、拿捕抑留されたもの五十隻に上り、このうちには政府の監視船一隻も含まれております。

これらの漁船はいずれも正当に操業または航行中拿捕され、韓国に連行、抑留されたものであります。乗組員

の大半は幸いにして帰国することがで

きたのでありますが、なお若干名の抑留者を残しておるのであります。これについては、そのすみやかなる釈放と抑留所内の待遇の改善方を申し入れられている次第であります。一方、拿捕せられた漁船は一隻も返還を見ておらぬ状態であります。

しかして、今後のこの問題の解決の方途としては、日韓両国が合理的基礎に立つて漁業協定の締結に努力することが根本であると考えております。が、いまだ日韓公談の再開せられない現状においては、まず国内的に捕獲せられた漁船の代船の建造を容易にし、関係漁業者の生業を再開せしめる措置をとることが緊急でありましたので、ここにこの法案を提出いたしました次第であります。

この法案は、平和条約発効後から昨年までの間に韓国によつて捕獲された漁船につき、その所有者たる漁業者が当該漁船の代船を建造もしくは取得するため、あるいは捕獲漁船以外の他の所有漁船を他の漁場または漁業に転換する目的で改造するために必要な資金並びにこれに伴い一定の漁具を取得するのに必要な資金につき、農林漁業金融公庫からの融資を促進することを目的として、当該資金の使途、貸付利率等について公庫法の特例を設け、優遇措置を講ぜんとするものであります。

以上、本法案の提案理由並びに要旨を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○田口委員長 引続き質疑に入りま

す。鈴木善幸君。

承曉ラインに關連いたしましたして、拿捕された漁船の代船建造の問題につきましまして、今回政府がこの事態の救済のために本法案を提出されたことにつきまして、本委員会はもとより、業界も非常な期待をここに寄せておると思ふのであります。従いましてこの法案を、私もはできるだけすみやかに政府と協力いたしまして通過せしめたいと念願いたしておるものであります。そこでただいま平野政務次官から御説明がありました本法案の内容につきまして、若干の質疑をいたしたいと思ふのであります。

その第一点は、提案理由の説明にもございましたが、本法案は農林漁業金融公庫からの融資を促進することを目的として、当該資金の使途、貸付利率等について、公庫法の特例を設けて優遇措置を講ぜんとするものである、という趣意をお述べになつておるのであります。この優遇措置という趣意をはつきりお話になつておるのであります。大体この拿捕によりまして従来から非常な経営難に陥つておりましたところの該水域に操業しておりました漁業者は、また拿捕によつて非常な経済的な打撃を受けておるわけでありまして、従いまして一般の公庫の審査方法で参りますならば、金融ベースに乗らないというような経済内容に陥つておるものが非常に多いと私も考えるのであります。そこではつきり本法案でも優遇措置を講ずるという趣意をおつしやつておられますが、この従来の審査におけるベースと今回の融資にあつたベースに立つてその審査を進めるか、こういうことをまず基本的にお伺いを

いたしたいと思ふのであります。

○清井政府委員 ただいま御質問のありました点でございますが、これはたゞいまの御質問の点に御趣旨があつたのであります。今回のこの法律の趣旨といたしましては、いわゆる承曉ラインの問題によつて発生いたしました拿捕せられておる漁船の所有者といふものに對しまして、臨時にこの法律が代船をせむと確保してやりたい、こういう建前からきておることは御承知の通りであります。し

うして従来におきましても農林漁業金融公庫からは、一定の資格を持つた漁船所有者に對しましては融資をいたしておつたのであります。しかもその

利率等につきましては一般率の七分五厘を普通の利率として貸付をいたしておつたのであります。今回は特に漁船の敷及びその所有者並びに船名等が特定いたしておるのであります。そういう関係もありまして、この法案の趣旨が、特に当該被害を受けた漁船に對する応急臨時措置という建前からでも

ございまして、特に利率を七分五厘を五分五厘に、二分引下げてこれを貸付けることになつておるわけでありま

す。この法案の内容にもあります通り、この法律ができましたれば、一定の融資計画を提出せしめまして、それによつて融資せしめるといふことになつて

おります。私どももいたしましては、当該被害を受けた漁船の所有者がその代船建造の融資を申請いたして参りました場合には、これを当該漁船の所有者に最も有利に解釈いたしまして、当該漁船所有者が五分五厘の比率をもつてその代船等取得し得る

ようにということでも私どもも考えておりますし、農林漁業金融公庫に對しまし

ても、その措置を従来におきましても指示いたしております。公庫自身もそういうような目的を持つて現在事務を進めておるような次第であります。

○鈴木善幸委員 大体長官の御説明によりまして、政府の方におきまして

も拿捕によつて経済内容が非常に悪化しておる、従つて一般の代船建造のよ

うな経営内容の厳選という観点に

立たずに、拿捕されたものについて

は、これをぜひ確保して代船建造をや

らせたい、こういうような御趣旨がは

つきりいたしたわけでありまして、言

葉をかえますれば、拿捕を受けました

ところの代船建造は、経営内容が悪化

しておりましたも、この法律によつて

政府が補償してやろうというあた

たか

い気持でこの立法をなさつたというこ

とを私どもも了解いたすものであります。

次に第三点といたしまして、ここに

「昭和二十八年十二月三十一日までの

間に」という期日の限定をいたしてお

るのであります。この法案がた

ま政府によつて国会に提案されるま

の間、十二月三十一日以後今日までの

間におきまして新たな拿捕事犯が起

つておりますかどうか。もし起つてお

りますれば、これをこの法案の対象と

して救済される御意思がありますかど

うか、この点をお伺いいたしたいと思

ふのであります。

○清井政府委員 ただいまの御質問の

点でございますが、この法律は、いわ

現在の該船は總計五十隻あつたので

あります。昨年の九月において約二

十八隻、十月において十三隻、十一

月のごく初旬に二隻つかまつておりま

して、それで合計四十三隻ございま

す。そのほかは昨年の九月八日以前に

拿捕されておるものでありますので、

合計五十隻ということになつておるの

でございます。ただいまも御説明申

し上げました通り、昨年の十一月初頭

に二隻つかまりまして五十隻になりま

して以来は、韓国に拿捕されておる船

はございせん。そういうような事情

も勘案いたしまして、昨年末に切つて

処置をいたしたい、こういうふうにな

つておる次第であります。

○鈴木善幸委員 次に「政令で定める

海域において」と規定いたしておるの

であります。この海域は政令におい

てどのように規定されるお考えであり

ますか、この点をお伺いいたしたいと

思ひます。

○清井政府委員 政令で定めますの

は、御承知の通り法律の対象となりま

す。船が五十隻と確定をいたしておりま

す。拿捕された地点が大体判明をいた

しておるのであります。従いまして拿

捕された地点をのみならず一定の区画を

考えなければならぬと思ひます。どう

いう形にいたしますか、あるいは緯

度、経度等によつてこれを一定の線で

囲むという形にいたしたいと思ひま

す。それではないかと思つておりますが、要

するに対象となりまして五十隻が拿捕さ

れた地点をのみならず一定の海域にい

たしたい、こういうふうに考えており

ます。

○鈴木善幸委員 今の長官の御説明の

拿捕された五十隻のほかに、いわゆる

李承晩ラインというもののからわずかにずれておるために、五十隻の対象漁船の中に入らないというような、海域的に非常に微妙な隣接海域というもので、拿捕された他の漁船がありますかどうか、その点を念のために伺いたい。

○清井政府委員 拿捕された船の中には、いわゆる先方で言いますところの李承晩海域をわすかにはずれて外に出ておるものと推定されるものもありま

す。しかしこれはただいま申し上げました五十隻の範囲内に入っておる船であります。従いまして区画いたしました海域も、いわゆる李承晩ラインそのものでは決まないのであります。拿捕された五十隻を含む海域を確定する、こういうことに相なっております。

やはりこのような国と国との政策の行き違ひによりまして起つた拿捕と同じような犠牲者でございますから、何ゆえにこれらの船も対象として取上げよう、開港銀行というものを農林漁業金融公庫と同様にこの法律の中に明記しなかつたか。この点をお伺いを

いたしたい、こう思うのであります。○清井政府委員 御指摘の通り、ただいま私が御説明申しました五十隻の中には、九隻の分が、いわゆる千トンの三百人以上の範囲に属しまして、開港銀行より融資をする対象の分になつておるのであります。この法律におきま

しては、開港銀行の分は除きまして、いわゆる千トン、三百人以下の比較的零細なる経営の漁業者にしてかかる被害を受けた者を対象としたという建前を以ておるのであります。農林漁業金融公庫が本来そういう建前でできておりますので、今回のこの処置につきましても、この法律によつて低利の取扱ひを受けるのは、従来より農林漁業金融公庫におきまして貸付の対象としたしておりますところの比較的経営の零細なるものの漁船を対象としたというにいたしたわけであり

ます。しかしながら、ただいまのお話にもありましたようにありますが、開港銀行の貸付に相当する九隻につきましても、実際問題としては同様の被害を受けた漁船なのであります。従いまして、私どももいたしましては、これはこの法案の措置とは別個に、関係官庁及び開港銀行と昨年末より緊密な連絡をとつて参つておるのであります。当該九隻の分は、その該当会社もはつきりいたしておるのであります。五社であります。従来開港銀行と非常に関

係のありました会社もありますし、そうでない会社もあるであります。私の方は、個々の会社の個々の船の具体的な問題といたしまして、昨年末より開港銀行あるいは経済審議庁とも協議いたしまして、開港銀行といたしましては、この趣旨を了いたしました。この問題につきまして融資の申請があれば必ず受付けるということを申しておるのであります。ただいまでも時々折衝いたしておりますが、開港銀行としては、そういう意気込みで、この拿捕された趣旨を了とし、その隻数も九隻でありまして、また会社もはつきりいたしておるものでありますから、個々の問題といたしましてその事情を了といたしまして、申請については十分研究をいたして行きたい、こういうことを実ははつきり申しておるのであります。この法律の措置と開港銀行関係の措置、両々あわせてこの問題の解決を考へて参りたい、こういうふうに考へておるのであります。この法律については開港銀行の方には触れず、農林漁業金融公庫の分の、比較的経営の零細なるものの拿捕船に限るというに考へております。

○鈴木(書)委員 長官は、開港銀行をなぜ農林漁業金融公庫と相並んでこの法律の中に入れてなかつたかということにつきましましては、はつきりした御説明を避けられて、事実上融資ができるようにやつておるといふ御説明であつたわけでありまして、私推察をいたしますに、そういうような大きな企業体においては、この法律が一面ならつておりますところの金利五分五厘、あるいは第六條に規定しておりますところの都

道府県の利子補給、こういうような恩典まで与えなくても、そのような大きな企業体は十分やつて行けるというような観点に立ちまして、おそらく最も零細なるところの中小企業者のみを対象とする企業だけをここに規定されたものと思つておられます。私どもも、現在の政府の財政事情その他から考へまして、必ずしも大きな企業体についてまで利子補給あるいは五分五厘の特

別な金利をせむとも与えなければならぬというように強くは考へていないのでありますけれども、ここに私どもが非常に考へなければならぬ点は、その安い金利と利子補給ということ、その恩典は与えないにいたしたとしても、法律の上ではつきり開港銀行から出すのだ、これは開港銀行に対して法律の上ではつきり融資の義務を与え

るというふうな意味合いで、中小企業とはその金利あるいは利子補給の面の恩典を異にいたしました。この法律の中に開港銀行を融資機関として明記する必要があるのではないか、こう私は考へるものであります。と申しますのは、先般の水産金融に関する小委員会におきまして、私も開港銀行あるいは水産庁にいろいろ説明を願つたのであります。その際に、開港銀行はあくまでケース・バイ・ケースで考へて、決して拿捕船であるからということとで義務的な融資ということは考へていない、開港銀行の審査のベースに乗るものであればこれを取上げるのであつて、必ずしも九隻を開港銀行が融資しなければならぬというふうなぐあいには考へていないということがはつきりいたしましたのであります。私どもは、今回の大きな国策の食い違ひによつて受

けました特殊なこのような犠牲者に対しては、大企業でありますから金利あるいは利子補給という面の恩典は与えないにいたしました。先ほど長官が御説明になりました、漁船を失つたものについては代船を確保してやるという、その点だけは必ずできるようにする。この点については、農林漁業金融公庫と開港銀行とを法律の中にはつきりうたいまして、そうして金利、利子補給の面については別途の規定を設けて、その恩典は中小企業者よりも、場合に

よれば差をつけるというふうな点も考慮に入れて配慮すべきものだ、こう考へるのであります。この点を重ねて長官にお伺いしたいのであります。○清井政府委員 ただいまの御質問あるいは御意見の御趣旨は、私もわかるのでありますけれども、この点は私が先ほどお答え申し上げましたと同じお答えを申し上げざるを得ないのであります。それは、この法律におきまして、比較的零細な経営の農林漁業金融公庫の貸付について、こういう法律的な裏づけをするということとでございまして、それ以外の九隻に相当する部分につきましては、ただいま私のお答えいたした通り、行政的な措置並びに運用等によりまして、開港銀行においてもそういうつもりでおりますから、開港銀行も十分連絡をいたしまして、具体的な問題の処理としてこれを扱ひましておいて、この問題を円滑に解決するように進めて参りたいと考へておるのであります。本法におきましては、農林漁業金融公庫の分についてはのみいたした方がよいのではないかと、私は考へておるのであります。

○鈴木(書)委員 私この点につきま

ては、長官と若干意見を異にいたしますが、それは一応その程度で保留いたしておくといたしまして、もしこの法律に開港銀行というものを載せなくとも、政府はこの九隻の代船建造の確保についても申請があつた場合には行政措置によつて必ず確保できるような融資を、開港銀行をしてやらせるというはつきりした責任をお持ちになり得るかどうか。そういう確信があらひになるかどうかという言明だけを、この際明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○松田(鑑)委員 関連して申し上げたいのでありますが、ただいま鈴木委員の御意見を承つておるのに、私は非常に意外なことを考へるのです。この問題は人為的な問題である。国際場裡におけるいろいろ複雑な点があつて、しかし不幸にしてこういう問題が起き上つておる。しかしこれは人為的にこれを阻止せんとすれば、阻止する方法があつたものと思ふ。しかし今鈴木委員の言われておる開港銀行の対象になる九隻というものは、この九隻の所有者というものは、まづたゞ三百人以上、千トン以上の船を所有しておる漁業者である。小さな漁船が、今の現在の外交またはいろいろな事情というものを関知せず、ここに危険がないと思つて誤つて出漁したもので、拿捕されたということとは、根本的に異なるものである。この九隻という船は世界の外交、日韓の問題、中共の問題、かような問題をその担当の係も、また当事者も相当の関心を持つていたなければならぬ。しかもこの期日の昨年一月十八日以前におきましては百二十隻という拿捕船があり、今や南の海の日

本の漁船は戦々きよう／＼として警戒をしつゝ出漁しておるものだ。それに對してどうした有力なる漁業会社がその漏中に入らなければならぬか、という思想がどこから出て來ておるか、これが一点。また人為的に阻止できる問題なのにどうしてこういうような法律を定めなければならぬか、その水産庁の意見が疑わしい。しかし今日いかにしても災害を免れることができない自然の暴威によつて、今北海道の岩内、また瀬棚付近において、これまた五十そう以上の大破、遭難、しかも三十何名という人命まで失つた災害がある。これに對してどういふ御措置をとられるか。この法律の内容から行きますと、政令で定める漁具までということになつておる。しかもまた「特殊保険に係る保険金の支払を受けることができない場合における当該保険金の金額に相当する資金を除き」となつておる。特殊保険というものは、こうした問題が今まであるがゆゑに、これを警戒して漁民に對して当委員会において制定した保険なんです。しからばこれを人為的に阻止できるものは、その事情をよく存じていなければならぬ。私が先ほど申し上げたように、二十トンか十五トンか、こんな小さな漁船は、そうした方法も関知せずして、今までの慣例によつて保険もかけていない。全然心配ないと思つて、そこに出現したものが不幸にして拿捕された、これらに對してはまことに気の毒である。この法律を定められる理由もそこにあるだらうと思ふけれども、開港銀行から融資を受けるなどという大会社は今までの環境、しかも現在の状況を勘案したならば、遠慮してこういう危険な区域に出漁すべきでない。それをあえて出漁して、しかし自己の会社の信用をもつてなげなしの開港銀行や公庫の資金のわくに入らうなどということはもつてのほかにことである。私は鈴木委員の意見にまづかうから反對するものである。長官はこの法律を定めることによつて、現在までの立場、國際情勢を関知しない中小の漁民に對して注意を払い、しかしこれを善導して、將來かかる災害のないように導くということであつたならば、公庫の融資も私はあえてはばむものではない。事情を知りつつやつておるものにどこに開港銀行の融資すべき必要があるか、またそれより人為的に阻止できない天候で全部引出されるような大しけによつて破壊された漁船に對しては、どのような措置をとられて、どのような法律をつくられるか、長官の御意思を承りたい。

○清井政府委員 ただいま松田委員から根本的な問題について御疑問が出されたのでありますが、私はこう考へたのであります。この問題はいろいろゆるがす、御承知の通り李承晩ラインは、初め李承晩ラインなるものを宣言いたしましたけれども、このライン内において出漁をいたしておりました漁船については、何らの措置をとつて來なかつたのが大體の今までの例であつたのであります。ところが昨年の九月八日に突如としてその海域内において漁業をする日本漁船を捕獲するということ宣言いたしました。その後先ほど申し上げましたような経過をたどりまして、五十隻に及ぶ日本漁船が拿捕され

ておるのであります。その前にも拿捕されたものも少しございました。それはごくたまに少しずつ拿捕されたものがあつたのであります。九月八日の宣言によりまして、突如として強力な措置をとつて参つたというところにその本質があるのじやないかと、私は考へておるのであります。そこで、今までは李承晩ラインであるけれども、とにかく安全操作ができるのだという宣言によつておつた漁船が、そういう宣言に對しては、できるだけ拿捕された漁船の所有者に對しましては、損害を少からしむるという意味において、臨時応急の措置としてこの法案を立案いたしましたのであります。もつとも私もその後關係海域に出漁する漁船に對しましては、たゞ／＼注意を發し、いづゆる特殊保険なり乗組員給与保険の制度なりを完全に利用するようにとことを指示いたして、その後出漁いたしておりました漁船は、ほとんど全部その保険の制度を利用しているように私は考へておるのであります。そして、とにかくそれに至らざることを、事態に即応する臨時應急の措置といたしましてこの法律をもつていたしたい、こういう考へ方であるのであります。そういう意味におきましては、大體の船についても同じような意味に該當するわけでありまして、ただこれは先ほど私が申し上げましたような事情によりまして、本法は小經營の漁船の所有者に對して行つ、その他の漁船の所有者、すなわち比較的大經營の漁船の所有者に對しましては、開港銀行

行からの融資について今後でもできるだけあつせん申し上げて、その損害を少くして参りたい、こういうふうに考へて、この法案を立案いたしましたような次第であります。またそれに関連いたしまして、北海道方面において非常な暴風雨によつて損害を受けた。漁船についてお話でありましたが、この点は事情も一応伺つておるのであります。早急には案は立ちませんけれども、非常な損害を受けた漁船に對しましては、これまた融資等の措置によりましてできるだけだけの措置を講じて行かなければならぬものと、目下対策を考へておるわけでありま。

○鈴木(鑑)委員 松田君からいろいろ御意見がございましたが、その点につきましては私はいろいろうやうや言ひましては、あつたわけですね。あの朝鮮半島より百九十九海里に及ぶといううな公海に、不法に一方的な宣言を發しまして管轄権を主張する。わが政府といたしましては、國民といたしましては、こういう不法な主張はまづたくこれを容認できないのであります。政府もしば／＼これを内外に聲明をいたしているのではありません。またあの海域は、數百年にわたりわが漁民の手によつて開發された重大な漁業権益であります。これをあくまで死守しなければならぬというものが、漁業者並びに國民一般の感情であつたのであります。そういうことから、このような一方的な不法な措置に對しては、わが方においては、あくまであの漁業権を守るという立場が出漁いたしている。そういうようなこととございまして、不当なる拿捕がここに發生いたしましたのであり

ます。私は大企業に対して五分五厘の
安金の融資をせよと、あるいは都
道府県も利子補給をせよというよう
なことを申し上げているのではないの
であります。そうではなく、代船建造の
ための資金はあくまで確保してやるべ
きである。そのためには法律に開示銀行
というものをたえず、行政措置だけ
で十分代船建造の資金の確保ができ
るか。そのことを政府において、
はつきり法律に載せなくとも資金の確
保ができるという確信をお持ちになつ
ていけば、これは後ほど委員会におい
て協議をして方針をきめるべき問題だ
と思うのであります。その点をお尋
ねしておつたのであります。

次に第六条の問題につきましてお尋
ねをいたしたいと思うのであります
が、それは幕の委員会において政府を
代表されて、私の質問に対して保
利農林大臣は、都道府県が代船建造資
金の融通を受けた漁業者に対して当該
資金の利子の一部を補給した場合、そ
の半額を政府において平衡交付金等
によつて補助する、こういうことをは
つきりと言明なさつてゐるのであり
ます。大体公庫の漁船融資は七分五厘
でございます、この法律によつて五
分五厘ということになりますれば、そ
の差額二分、この二分を都道府県が利
子補給をいたしました場合には、その
半額、一部を政府で平衡交付金等によ
つて見るということと言明され、法案
提案の際までに政府の意見を固めて、
はつきり措置をするということと言明
なさつてゐるのであります。この都
道府県が利子補給をいたしましたもの
に対する半額の政府補助という問題に
つきまして、この第六条だけでは明確

を欠いてゐるのであります。この点政
府の確定をした御方針はどういうぐあ
いになつておりますか、お伺いした
い。

○平野政府委員 たいま 鈴木委員の
お話の第六条の点でございますが、こ
れは最も重大な事項でございます。こ
れにつきましても、政府としてはつき
りその意思を明らかにいたしたいと思
ひますが、この第六条によりまして都
道府県が二分の利子補給をいたしまし
た場合におきましては、その半額に相
当する部分は特別平衡交付金によつて
見るといふことを必ず実行いたす所存
でございます。

○田口委員長 白濱仁吉君。

○白濱委員 たいま 御説明を受けま
した今度の措置法案について、若干質
問をいたして、政府当局の御意見を承
つておきたいと思つたのであります。
先ほどから、鈴木委員からいろいろお
話があつたのでございしますが、この法
案を見ます場合に、私は政府が今度の
問題につきましても、なお国際漁業と申
しますか、公海漁業についてどうい
ふな考えを持つておられるのかとい
うことにつきまして、冒頭に御意見を
承つておきたいと思ひます。

鈴木委員も先ほどいろいろお話があ
つたのでございしますが、私は本問題
は、こういうふうな観点から政府は提
案をされたのではないかと、いふふう
に了解をいたしてゐるのでござい
ます。すなわち私も当然公海漁業とし
て主張をいたして、そういうふうなこ
ろにわが国の漁船が出漁をいたしてい
るのでございしますが、普通ならば私
どもは、その操業の保護を軍艦なりある
いはその他でしておく。そういうふう

なによりまして拿捕から免れる。
従つて安全操業ができることに相なる
のでございしますが、日本の現在の情勢
から見てそれができない。従いまして
漁業者は自分自身の力で漁業をやつて
行かなければならぬ。しかも日本の
漁業は、沿岸漁業の行詰まりから、ま
た食糧対策面から見ても、どうし
てもこれを公海に求めなければならぬ
という現段階におきましては、なお
さらこの感を深くするのでござい
ますが、こういうふうなことができない
がゆゑに、この不当なる李承晩大統領の
宣言を受けて立つ場合に、私どもの権
利を主張する以上は、政府が少くとも
どうしてもこの権利は守るんだとい
う考へのもとに、軍備ではできないとい
うふうな考へから、とられてもとられ
てもわれわれの当然の権利を守るん
だ、しかもその守る方法として、ど
い財政の中からでも融資なりあるいは
何なりする方法でわれわれの権利を守る
んだという考へのもとに、この法律が
提案されたといふふうな了解をするの
でございしますが、この点について冒頭
に政府当局の御意見を承つておきたい
と思つたのでございします。

○平野政府委員 御意見の通りにま
たく政府といたしまして同感でござ
います。従いまして政府としては、日
本の権利はあくまで主張をいたす考へ
でありまして、日韓合議を通じて
この実現方に努力をいたしてゐるわけ
でございします。私先ほども提案理由
の際に申し上げましたように、ただいま
日韓合議が停止の状態にありますので
、できるだけすみやかにこれを再開
いたしまして、わが方の主張を貫徹すべ
く努力をする決心でございします。その

間におきましては、ただいまの御意見
にもございしましたように、暫定的に現
在のような状態をもつて進みより以外
にはないわけでありまして、この紛争の
解決につきましても、現行平和憲法の
示すところによりまして、外交交渉を
通じてのみ行い得るわけでありまして
、その線を通じて日本国民の権利を
確保するように努力いたしてゐるわけ
でございします。

○白濱委員 たいま 御趣旨を伺つ
て、当然のことと思つたのでござい
ますが、私の意見とは同じようだとい
ふうに理解をいたしまして、これ以上
この問題に触れないのでござい
ますが、それにいたしまして、今度提案
をされましたところのこの特別措置法
案については、これは政府の考へが非
常に徹底をいたしておらぬといふこと
を私は申し上げたいのでござい
ます。外交交渉をいたすにいたしまし
ても、また国際正義に訴ふるにいたしま
しても、これは当然限られた力の中、現
在の国力に應じてしかできないのであ
る。そうであるけれども、われわれの
主張は正しいのだといふことを見せる
ためにも、政府は最大の努力をすべき
であるといふふうに私も考へるの
でございします。先ほど鈴木委員が触
れた問題については私は触れないの
でございしますが、この零細中小漁業者
の自己の負担によりまして、私ども日
本の漁業の権益を守る。これらの人た
ちが、先ほど松田委員の指摘されまし
たように、いろいろ特殊保険その他
で当然自分から守らなければなら
なかつた。そのことは一応認めるとい
ふのでございしますが、それができなかつた
ころの零細な中小漁業者が非常に困つ

ておるといふ段階におきまして、また
出先の農林中金あるいはその他の金融
機関が、金融ベースその他で非常にし
ばつておるといふ現在の状況におきま
して、この損失補償も何も考えないよ
うな法案で、はたして救済ができるか
どうか。そういう見通しにつきまして
政務次官から御答弁をいただきたいと
思つたのであります。

○平野政府委員 重ねて申し上げます
が、ただいまの御意見、政府といたし
まして全面的に同感でござい
まして、これら拿捕せられた漁業者の
方々に対しては、政府としてはあ
う限りの処置を行ひましてこの補償
をしなければならぬ、かような考へ
からこの法案を提出いたしましたわけ
でございますが、この法案につきま
して不徹底であるといふ御意見でござ
います。幸いにこの法案が皆方々の御了承
を得まして成立いたしましたあかつきに
おきましては、なお不十分な点につ
きましては各種の行政措置を通じて、
適当なる措置をとりたい、かように考
へておる次第でございします。

○白濱委員 第一条の「政令で定める
海域」といふことにつきまして、鈴
木委員からも御質問があつたのであり
ますが、先ほど水産庁長官のお話を伺
いますと、どうもはつきりしない。今
度の特定海域といふものが李承晩の韓
国政府に拿捕された漁船に限るとい
ふうなことでありまして、この法案
の冒頭において、特定海域とするより
もむしろ韓国に拿捕された漁船とい
ふうにはつきりうたつた方がいいとい
うふうに私は考へるのであります。そ
ういふふうなことも国際間の微妙な
段階において非常に影響が大きいとい

うことでありますならば、一応了とす
るのでございますが、この法案が提出
され、しかもこの法案が可決されれば
即日実施をされるということでありま
すれば、海域というものが政令で並行
してこの委員会に提示さるべきもの
と私は考えるのであります。長官は
その点どういふふうに考えておられま
すか、御回答をお願いしたいのであり
ます。

○清井政府委員 政令で定める海域の
問題でございますが、これは御趣旨も
ございまして、これは特に「政令で
定める海域」といふふうに書いてある
のであります。海域の範囲につきまし
ては、先ほど鈴木委員の御質問に対し
ましては、先ほど申し上げたのでござい
ますが、これは一部はいわゆる李ライ
ンの中に入つておるものもありまし
た。またすれ／＼で外に出てゐると推定さ
れるところもあるものであります。従つ
てそういう過去の捕獲された船の地
点を包括する一定の海域をここで指定
いたしました。その損害賠償の対象と
なる漁船が全部入るようには海域を指定
して行きたいと考えておりますが、こ
の案につきましても、本日は間に合ひ
ませんが、次の機会にはぜひ案として
御提示いたしたいと考えておる次第で
あります。

○白濱委員 第三条の「政令で定める
漁具」といふものはどういふふうなも
のを考えておられるのか。またこの漁
業者といふものは水産業協同組合も含
んでおるのかどうか、ひつくるめて御
答弁をお願いしたいと思います。
○清井政府委員 この漁業者といふも
のには水産業協同組合を含みます。
それから「政令で定める漁具」であ

りますが、これまた政令案を出します
際にお示しいたしたいと思ひますが、
普通考えられますものは操縦網とかは
えなわとかいふような、一セツトの漁
具は一応含めて参りたいと考えており
ます。

○松田(鶴)委員 私は先ほど申したよ
うに、この問題は人為的に阻止できる
ものであるという確信を持つておるの
であつて、そういう問題に対してこう
した法律をつくつて融資を受ける。こ
れは小さな漁民といふものは、先ほど申
したように、全然その環境を知らずし
て、安全なりと思つて出漁したもので
ある。それが捕獲されたといふものに
対しては、まづたぐの毒であるか
ら、こうした法律をつくるべきである
が、りつばな会社まで開業銀行から融
資を受けるようにしなければならぬ
という議論はとんでもない話である。
中小の漁民はたとい一千五百万円でも
二千万円でも、かつお、まぐろの資金
を開業銀行から受けようとして今日非
常に苦勞をしてゐる。私は常に言ふ、資
本漁業は沿岸から手を引けといふこと
を常々論議しておるものであります。
これに対して四つある資本漁業が三つ
までも手を引いておる。そうして漁民
の要望を体得しつゝ漁業を営むりつば
な漁業会社もある。一方において、害
な漁業が金を出し合つてまでかつお、
まぐろの漁業をやらんとしても、これら
が開業銀行に融資を受けんとしても、
なか／＼容易なものではない。しかる
にこうした法律をつくり、鈴木委員の
議論から行きましたならば、こうした
りつばな会社に対しても、気の毒であ
るから、開業銀行から融資を受けられ
るようには政府は責任を負えといふ議論

である。いくらでも人為的に防備でき
るものが、自己の利益のためにこうし
た問題になつたものを何で——日本の
漁船であるから同様にそれは保護して
やるべきではあり、日韓会談によつて
こうしたものを解決すべきことが政府
の責任である。沿岸の漁民を一人でも
多く救つてやり、融資をしてやるの
が、政府の責任でなければならぬ。
しかるにそれが逆に、人為的に防備で
きるものに対して、開業銀行から融資
をするように責任を負えなどという議
論は、私は実際に受取れないとい
う。考えておる。しかもこのうちに、この
資料から見ると、百トン近い底びき漁
船が十一隻もある。一その底びきを
やろうとしたならば、これは二千万か
らかかるものでありましよう。これに
は完全に特殊保険もつけておること
でありましよう。これらが零細な漁民に
便乗して、この法律の姿に隠れんとす
る。長官はよく御承知でありましよう
。かつて免許料、許可料を全廃した
ことがどういふ結果になつておるか。
資本漁業が一社において何千万といふ
利得を得ておるじやないか。沿岸漁民
はどのようであるか、わずかに一億何
ぼという金にすぎない。六億の免許料、
許可料において四億近いものを資本漁
業が利得しておるじやないか。要する
に零細な沿岸漁民を奨励して、自己の
利益をはからんとするやからのやつて
おることである。この法律にもはつき
り現れておるじやないか。百トンも
持つておる底びき漁船が、その代船建
造する資金の幾分かを貸してくれとい
うのならまだしものことである。それ
を漁具の資金まで貸せといふことに当
委員会が賛同できるか。かかる零細な

漁民の名をかつて、これに便乗せんと
するやうなことは、国会の権威にかか
わることである。今日財政はどのよう
なことになるか。また重ねて言
う。こうした法律を制定するときにお
いて、議員提出であつてはいけな
い。政府提案にせよと言つたのは、私であ
る。しかも政府の責任において利子補
給もやるべきである。しかし公庫は、
日本の漁民に対して、水産行政の上か
ら金融をして行かなければならぬ。か
ら、公庫のわくをはばむやうなことが
あつてはいけな。当然これは中金か
ら出すべきであるといふ議論をしたも
のである。政府は一向にその考え方を
この法案には表わしていない。しかし
て代船建造のわくは十五億である。こ
れは当然中金が出すべきものである。
長官の前に答えたこの資料から行くと
約三億である。三億の金が公庫の十五
億の中からとられておる。しかし一
般の全国の漁民は、三億といふわくを
この一部の者にとられておる。そうし
たならば、これらを調整するのが中金
でなければならぬ。中金は系統機関の
金融機関である。中金が出すのが理の当
然であつて、そうしたものでなかつた
ならば、中金の存在がない。ただ事業に
のみ貸すのが中金ではない。幾らでも
方法があつたはずなんだ。しかも利子
補給は、三十隻かそれらのほんとうに
零細な漁民だつたならば、幾らの利子
補給が必要であるか。そこからいつた
ならば、いかに緊縮内閣といへども、
わずかの利子補給はしてやるものだ
と私は考えておる。しかも中小漁業も百
トンの機船底びきもこの中に入つてお
る。ゆえにそれらをカバーしなければ
ならない。政治的圧力によつてこれは

やつたものだ。これに対して私は反対
するものだ。水産庁においてこうした
法律をつくることに反対するものでは
ない。しかしこれは人為的に防げるも
のである。どうしてもでき得ない港の
中に入つておる漁船までも今日の災害
によつて全部破壊されてゐる問題をど
う解決されるか。これも当然公庫から
出さなければならぬものであらうが、
しかしこれらに対しては、政府も公庫
から出すか、中金から出すか、そのわ
きまををはつきりして行かなければな
らぬ。中金は系統機関であり、また中
小漁業融資保証法もあるのだ。かよう
な面を水産庁においてよく勘案して行
かなければならぬものであらうと私
は考える。みだりに法律ばかりつくつ
て、それでもつて漁民が右往左往して
おるのが今日の姿であります。一つも
軌道に乗つていない。一部業者の政治
的圧力によつてかかる法律をつくるな
どといふことはもつてはかだ。現に
この法律を制定するとき、どこで一体
会合したか。会合の場所はどこか。吉武
君が血を吐くやうな言辭でこの委員会
においてやつたのは、この零細漁民を
救うためにやつたものである。底びき
漁船だとか、トロール船だとか機関も
備わり、リーダーも無電も備わるもの
が、この法律に便乗せんとする考え方
である。水産長官ばかりではなく政務
次官もよくこういふことを勘考され
て、この法律に対する影はどこにある
かといふことを考えなかつたならば、
日本の政治はめちや／＼になつてしま
うことでありましよう。私は、根本的
にもつとこの法律に対するその裏を論
議して行かなかつたならば、この法律
の制定に対してまづこうから反対する

ものであります。しかし小さな漁民が知らずしてこうした結果によつて生じたものに対しては、政府もわれ／＼もこれに対して大いに同情をして立ち行かなく導いて行かなければならぬものと思ひます。私の議論にもし反駁があるなら、どなたからでも反駁していただきたいと思います。

○平野政府委員 まことに松田委員のお話の通り、零細なる漁民を保護するという立場からの御熱意、また今回の事件は人為的に防ぐことが必ずしも不可能ではないという点にござります。しかしながらただいまお話の中にあるような、この政府から出しました法案につきましては、一部特定漁業者の政治的圧力があつたという点については全然ないわけではございまして、政府といたしましては、ただいま松田委員からお話ございましたように、本来農林中金から融資をすべきである、こういうことではございりますが、農林中金は一般原則として、通常の事業に必要な資金を貸出す機関でありまして、かような外国から拿捕される、いわば一種の災害であるわけでありまして、すでに国会におかれましては、各種の災害につきまして幾多の特別の立法もできておるわけでありまして、そういう点から考えましても、これはそれ以上の災害と申されるべきものでありまして、むしろ利子その他の点につきましても、さらにもつと優遇措置を講ずべきが本来ではないかという点もござります。ただ松田委員の御意見の人為的にこれを防ぎ得る余地があつたかどうかということにつきましても、これは実情に照らしまして十分検討をし、今後人為的に防ぎ得るようなものを防がなかつたというふうな場合につきましても、もとよりこういう優遇措置を講ずべきではございせんし、またそういうことのないように行行政指導を通じまして漁業者に対して警告を発しますとともに、善処いたしたいと存するわけではございりますが、政府としては別段特定の政治的圧力を受けたわけでも何でもなく、まづたて政府の考え方としては、今回の事件に對しましては、当然かような措置を講ずべきであるという観点から提出をいたしておるわけではございまして、どうか委員各位の御賛同をお願いしたいと思います。

○赤路委員 本法案の内容に對していろいろの質疑が、全般的に鈴木委員から白濱委員からもなされたと思ひます。ただ御答弁を受けました中で、一点だけお聞きしたいと思ひます。この第一条の末尾のところに、「農林漁業金融公庫からの融通を促進し、もつて漁業経営の安定に資することを目的とする」という条文にござります。それから説明書の中に、「当該資金の使用、貸付利子等について公庫法の特例を設け、優遇措置を講ぜんとする」というふうなうたつておるわけなんです。ところが、両方とも非常に漠然としておる。私はこれは考へるべきであります。先ほど鈴木委員の御質問の中に、貸付調査の基本的考へ方いかんということがあつた。その御答弁に對して鈴木委員は、この法律によつて拿捕船の代船建造は必ずできるものと了解する、この鈴木委員は自分で御了解になつておるの

すが、長官の方からはそれに対して何らのはつきりした御答弁がないようではございませう。この点鈴木委員が了解した通り私たちも了解してもよろしゅうございませうか。この点ひとつ御答弁をお願い申し上げます。

いま一点は、これはこの法文に示されておりますように、政令で定めた海区内における拿捕船の代船建造と、漁船改造だけが対象となつておるのであります。御承知の通り、李ライン内に操業しておるものは非常に小さい船が多々ございまして、李ライン内で操業ができません。二十ト、三十ト程度の船は非常に今困つておる。どうして漁船を交換をやらなければならぬ段階に達しておりますが、これらのものに対して何らかの御考慮が別途あるかと思ひますが、ございましてそれらの点について御答弁をお願い申し上げます。

○清井政府委員 第一の点は先ほどの私の御答へが不十分であつたのでございしますが、これは本法案の第二条にも、公庫はこの法律に基いて事業計画並びに資金計画をつくりまして、当該被害をいたしまして、これらの承認を求めたおるような次第になつております。これは全部当該漁船につきましては融資をみるということではございませう。それから第二点の問題でございしますが、この法律は御承知の通り拿捕されたもののみに限られておるのであります。ただ拿捕されずして、特に他へやむを得ず転換をいたしたという場合につきましては、これは先般御説明申し上げたのでございしますが、農林漁業金融公庫のわくとしては七千二百万円

の融資をわくを保有いたしてあるのでございませうから、これは本法の五分五厘にあらずして、一般の公庫の貸付金の七分五厘によつて、拿捕されざる船舶の転換については考慮してある、こういう措置が講じてある次第でございませう。

○赤路委員 長官の答弁は、私の御尋ねるところとちよつとポイントがはずれておるようには思ひますが、この第二条に掲げられておりますように、行政庁としては代船建造等資金の融通に關する計画を定めなければならぬ。従つてこういう御計画は立ててになると思ひます。ただ問題は、その計画がされたものが、そのまゝ金融機関によつてのまゝ行かぬということなんです。金融機関は金融機関としての独自の立場を堅持した場合、この計画の中に入つておるものが、融資を受けられなかつたという事態が起つて来やしないかという点なんです。そこで私がお尋ねいたしましたのは、この法律の本質から申しまして、拿捕された漁船に對する建造融資は、少くとも優先的に確保になされなければならぬのじゃないか。もちろん金融機関は金融機関としての考へ方がございませう。また見方もございませう。しかしながらこの法律の本質から行つた場合は、前の状態がどうであるとか、以前のもつと率直に申しますと、焦げつきがあるとか何と申すので落ちるというふうなことになるかと、この法律にうたわれておる代船建造というものができない。現実の今のこの法律をつくる目的は、ほんとうに小さい漁業者、二十ト、三十ト、四十ト

の融資が起りましたのは最近の問題でない、かなり長い期間こういうふうな問題が起つて、相当困り抜いた業者であるということはお考え願ひと思ひます。従つておそれる私は、これらの拿捕された業者で一度度を越えた借金を持つていないものはないのじゃないのじやないかと思ひます。そういうふうな面を取上げて、金融機関が信用度が薄いということによつて貸さないということになると思ひます。この法律をつくらうとした意味はございませう。ただ一つ放しということになる。仏つて眼を入れずという形になるのかと思ひます。そこで重ねて私は、しつこいようではございませうが、そういう場合も想定いたしますがゆゑに、今鈴木君が言つたように了解をしてよろしうございませうか。拿捕船は必ず代船建造ができるものと了解していいかどうかという点でございまして、いまだ一応重ねてひとつ御答弁をお願いいたします。

○清井政府委員 これは先ほど申し上げた趣旨と同じことになりまして、いわゆる拿捕船の船数が特定いたしておりますし、それに対して必要な融資の金額を特定いたしておるものであります。従ひまして本案の趣旨から申しまして、拿捕された代船建造につきましては、必ず融資がし得るものと思ひます。

○松田(續)委員 ちよつと関連して……融資の額が調査されておるのかという点で、ひとつこの金額を明らかにしてくださいますか。

○清井政府委員 私どもの方で金額を算定いたしましたのは、個別の船でございませう。

べあ長官並びに次官の御答弁を願いた
いと思ひます。

○清井政府委員 たいだいま御質問の日
韓關係の問題でございますが、これは

私もあくまで会談の再開という、
正規な筋道で行くべきものだと思ひ

おるのであります。ただ先ほど申し上げ
ました通り、なか／＼この問題がう

まく進展いたしません。私もまた
しまして、これはいろいろな観点か

ら申しまして、非常に重要な問題だ
と思つておるわけでありまして、

外務省とも常に緊密な連絡をとつて
おるのであります。むろん外務省と

いたしましては事故のある都度、先
ほど申し上げました通り、公文をも

つて相手方に抗議文を提出いたし、
その他適當な機会に常に相手方に注

意を喚起いたしておるのであります
けれども、当該抗議文に対して、

韓国側からは一度も返事がないう
というふうな状況であります。た

び／＼外務省が返事を催促してい
るのではありませんが、一向に返

事が来ない状況にあるようござ
います。実は事務的に申しまして

も、私もまたとしては遺憾をしてお
るのであります。しかしこの問題は、

このままにはうつておくべき性質
のものでございせんので、また今

後どういふふうに進展するかとい
うこともなかなか予測がでない問

題であります。私は、一刻も
早くこの問題を解決すべく、正常な

日韓會談が開かれることを切望い
たしておるのであります。

それから九十九里浜の問題ござ
います。これもまた新聞記事だけご

ざいばわからないわけでありま
すが、この第一第十号

の点については現在何とも申し上げ
られないのであります。なお実情を

よく調査した上でお答え申し上げ
たいと思ひます。

○田口委員長 中村庸一郎君。
○中村(庸)委員 私はこの法案につ

きましては、「特定海域における」と
いうことが問題だと思ひます。し

かしこの九州
西水域における漁場というものは、

わが国の漁業者の開發した非常に
大きな漁場であつて、その漁場

に対して、李承晩ラインを
承晩が一方的にこつていふ暴卒

をあえてしたといふことによつて、
この特定海域といふことだけ取

上げて、こつていふ法律をつくら
うとされるのは私は考へる

のであります。またこの李承晩
ラインによつて拿捕された漁業

家の損失といふものに対しては、
同情にたえないのであります。こ

れに以つて通つたケース
において拿捕された船をどうされ

るか。これはただこつていふ措
置をとられるのか。あるいは中

共において、あるいは
フイリピンにおいて、こつてい

ふ問題に対してはどう考へられ
ますか、ひとつ承つておきたい。

○清井政府委員 この点は、先
ほどちよつと触れたのであります

が、これは特殊な事態に即応いた
します。臨時の措置といひまして

、とりあへず昨年未だに拿捕され
ました漁船についての緊急措置と

しての法律案であります。韓
国以外の国に拿捕されたもの

は、ほかに多数あることは私も
十分承知をいたしてゐるのでござ

います。が、この方面に出漁する
漁船につきましても、なるほど

拿捕されたといふ事
情においては同じでございます

けれども、当該国が韓国とや
事情を異にし

てゐるような状況もございま
すし、その他いろいろの状況から

考へまして、本法律案によつては、
韓国に拿捕されたもののみに特

定したといふこと、こつていふ
臨時の措置として考へて参り

たい、こつて考へてゐる次第
であります。

○中村(庸)委員 臨時の措置とし
て、この九州西水域における問

題だけ取上げて、こつていふ
取上げられたといふことであ

ります。が、他の場合においては
こつていふことを考へないとい

ふことは、これは臨時の措置であ
るが、他の場合もこつていふ措

置をとられる考へでありますか、
承つておきたい。

○清井政府委員 その点は考へて
おりません。

○中村(庸)委員 これは李承晩
ラインにおける漁業家の損害を補

償しようといふのが建前であ
るかと私は考へます。船を拿捕

された人は、これはこつてい
ふの毒のきわみであります。が、

わが国におきましては、各地より
この九州西水域に出漁して

おります。小さな漁業家が、小
さな漁船をもつて、互に融

資をし合つて出漁して、しかも
二箇月も滞在して漁業ができて

、借りた金の債務もいかんとも
することができないで、そして

今日まつたつた窮況に追い込
まれてゐる漁業家がたゞさん

あります。私はきよ／＼突然この
法案に接したので、資料を持

つて参らないのであります。が、
同じ漁業家が損害を受けたの

は、拿捕された人だけではない
のであります。苦しい中から融

資をして、そして二箇月も九州
に出漁して、たゞそのま

ま帰つて来て、あとの生活も
立たないといふ漁民がたゞ

さん教あるのであります。そ
ういふ人に対しては何ら

の対策も講じないで、船を拿捕
された人だけに代船建造の融

資をして救済するといふことは、
少々片手落ちではない

かと私は考へるのですが、この
点に對しても長官の御意見を

承つておきたい。

○清井政府委員 これはお話の
通り、拿捕された以外にも、主

として関東から該海域に出漁
いたしまして、さばづり漁業

であります。が、当該海域が危
険のために、もつて来たよう

な船が相當あるのであります。
その点は御指摘の通りでござ

います。先ほどちよつと赤路
委員に對して御説明申し上げ

ておいたのであります。が、漁
種をかへるとか、あるいは改

造するとか、あるいは改換した
といふ場合には、公庫に七千

二百万円のおきまして、他に
留してあるものであります。そ

のわくの中心において融資を
いたしまして、それを行

わする、実はこつていふ考
へてゐる次第であります。

○中村(庸)委員 たいだいま長
官から御答弁を承つたのであ

ります。が、私もまた承つた
が、しかし他に転換もできない

ような非常な苦しみにお
ける漁民もたゞさんあります

ので、この点は十分この法
案の中に對して解決できま

すならば、これに越した
ことはないと思ひます。この

法律案は追つて小委員会に
付託されることと思ひます

が、その際におきましては、
十分考慮に入れられ

て、また私も十分審議を
尽くして、あるいはこの法

案の修正といふところ
に行かぬかと思ひます。た

だこつてわくが七千二百
万円です。

か、とつてあるといふだけで
はなかなか救われない問題

であらうと思ひます。私
は、私はその点を申し上げ

ておきます。それからもう
一点承りたいのであり

ます。が、この法案の中に
損失補償の規定が少しも

ないのであります。た
だすべての代船建造の金

うに考えておるのであります。

○夏堀委員 李承晩ライン及びその付近において漁船が拿捕され、そのために金融措置としてこの特別措置法が今ここに提案されております。時間もありませんので、ここに大ざっぱにお伺いしたいのであります。この問題は零細漁民の救済を主とした目的に考へていいか、あるいは国策に準じたというふうなことで特別の措置を講ずるよう考へていいものであるか、この点をはつきりしたいと思います。

○清井政府委員 ただいまの御質問ですが、要するに私も、李承晩ラインというものを徹頭徹尾認めていないのであります。その点において私も、最後までもこの問題につきましてもは、韓国側と折衝いたしまして、当該海域に出漁する漁船の安全操業を念願いたしておることは、先ほど来御説明申し上げた通りであります。この法律に規定されましたのは、拿捕された船につきまして、特に経営の小さい方々につきまして公庫から低利で融資をいたしまして、漁業経営の安定に資するよういたしたい、こういうことでござい

○夏堀委員 いや、そういうことじゃない。目的がどちらにあるのかということをお伺いしておる。抽象的では困ります。零細漁民の漁業経営を救済するためにこの特別措置法を御提案になったのであります。今の御答弁であればそのようにも解釈されますが、そう解釈してよろしうございませうか。

○清井政府委員 重ねて御答弁申し上げますが、法律に書いてあるだけの意味でございまして、漁業経営の安定に資するように当該被害者の漁船の代船

建造の融資をいたしたい、こういうことでございませう。

○夏堀委員 きようは時間がありませうので、ごく簡単に次のような点をお伺いして、あとはあとにいたします。ただいま淡谷委員及び中村委員より御質問があつたようでありますが、単に経済が非常に窮乏して困るという点を考慮されてこの法案を提案になつたとすれば、それはまことに同情すべき点があるもので、これはたいへんきつこうなことであります。けれども、法は少くとも公平でなければならぬ。救済ということだけではあるならば、窮乏しておる漁民がどの地区にどの程度あるかというところをお調べにならなければなりません。たとえば、私青森県であります。青森県の陸奥湾の漁民はその日の生活にも困つて、娘の身売りをしておるのです。そこで北洋の調査船でもよいかどうか一そうでも転換の方法を講じてもらいたいというので、私も援助して、組合をつくらして何とかしたらいいだろうということをやつておられますが、そういうことはおそろしく津々浦々どこにもたくさんあると思ひます。そこで重点的にこの問題を取上げたのはどこに意味があるのか、これは国策を意味したものでないか。しかし国策といったところ、李承晩ラインに必ずお前が行つて魚をとれという命令を下したわけではないのだ。たま／＼魚をとりたいから行つてひつかつたということであらう、気の毒ではありますけれども、そういう解釈で行きますと、その範囲が非常に広がるので、この問題の取扱いは、李承晩ライン及びその付近において拿捕された漁船に限定するとい

ことに疑義ある、こういうことになりはしないかと私は考へるのであります。できるならばこれは国策に持つて行きたいのだが、しかし国策となると、幸か不幸か北洋漁業というものは、日米加漁業協定の線において水産庁が計画を立てて許可をして、それから出漁するということになります。で、これはほんとうに国策であり、そしてこれが拿捕された場合に対しては、国策の線に沿つて協力したその拿捕船に対してはどういう措置を講ずるか、あるいはこの海域において拿捕された船に対してはどういう措置を講ずるかということが、大きく展開するであらうと思ふのであります。よつて、今申し上げたように、政府は公平に措置しなければならぬ。ただ一部の人のためにだけ便宜をはかるために一地区、一地区に限りこの特別措置法を講ずるということは、ちよつと納得ができません、こう思ひまして今質問をした次第であります。この点をどう考へになるか、御答弁を願ひたい。

○清井政府委員 ただいまの御質問でございませうが、なるほど拿捕されたのは韓国にのみとどまらないことは、先ほど御説明申し上げた通りで、中共にも拿捕され、ソ連にも拿捕されておられます。従つて私もいたしましては、拿捕された船の所有者あるいはその関係者はいわずもがな、一般の漁業者に対しては、総括的な諸般の施策によつて漁業経営の安定をはかるために諸般の策を講じなければならぬことはもちろんでございませう。これは単に金融の措置のみならず、一般の措置によつて漁業経営を安定して行かなければならぬというふうに考へておる

のであります。ただここで韓国のみ取上げましたのは、先ほど御説明申し上げました通り、李承晩ラインという特殊な向う側の宣言があり、しかも今までは割合に穏やかであつたのが突如として拿捕されて、それが短期間に相当拿捕されるという特殊な事態があらわれたので、その特殊な緊急事態に対する措置のみを特別に取上げるといふことにいたしたい、こういう建前からこの法案を立案した次第であります。

○夏堀委員 拿捕される場合には、いつも突如として拿捕される。何も最初からその計画があるであらうから、あそこに行つて拿捕されようというばかな漁船はありませぬ。いつも突如として拿捕されることは当然であります。私が今申し上げたいことは、戦争時代、食糧確保のために政府が半ば命令的によつて、この地区は何百トン魚を供出せよ、こういうことがあつた時代があります。その命令を遵法するがために漁船は非常な危険を冒かして出漁して、潜水艦にねらわれ、いろ／＼なことで遂に遭難して行方不明になつたのであります。しかも私の持つておる漁船も、潜水艦にやられて撃沈されたのであります。けれども私はその当時、政府の方針に従つて、どこまでもその数量を確保するために、自分たちの責任において漁船を仕立てて、その数量を確保したことを記憶しておられます。そのときに、なぜ国家がこれを補償してくれないだらうか、戦争当時でありますから、補償すべきものでないだらうかと言つたけれども、財政の都合で補償できないのだ、

こういうこともあつたのであります。これを私記憶しております。今この問題を、国策でもない、漁民の経済的な非常に苦しいことに同情して、この提案によつてかくするのだ、これはわかつております。けつこうなことであります。けれども保護の必要があるならば、それは一地区、一海区の少数の人々のためにやるべきものではなくて、もつと広汎にこれを考へるべきものである。しかし政府は、財政面においてそのような広汎な措置を講ずることはできない。できないならば、先ほど松田君からもいろ／＼意見がありまして、たけれども、これをどの程度に調整するかというところは、今後及ぼす影響が非常に大きいのであります。よつて、たとえば北洋漁業の日米加漁業協定の線によつて、国策としてこれを許可され、五月に出漁せんとする船団が、蘭舞、色丹の日本の領土であると称しておるその島の周辺において、なおそういう不幸な拿捕されるようなことがあつたならば、これは国策の線に協力したといつてさしつかえないではないか。そのときにこれをどう処置なさるかということは、大きな問題として、将来必ず問題になるだらうと思つておりますので、今質問しておる次第であります。しかし今日は、この大きな問題をただちにここで解決すべく御答弁を願ひたいというところは、私は考へておりませぬ。これは将来に及ぼす影響が非常に大きいのでありますから、じつくりとお考へになつて、政府がこういう問題を公平に、法律的に措置するために、国民の批判を受けておるといふことを前提として申し上げておるのであります。今までいろ／＼な

道府県は、代船建造等資金の融通を受ける漁業者に対し、当該資金の利子の一部を補給することができる。」というこの法律の規定も、先ほど来の説明を聞いておきますと、県が二分の補給をします、そうすればそのうちの一分を政府が補給してやります、こういうふうなことを言っておりますけれども、これもまことにごまかしもはなはだし。県はこんなことはやりわけしません。なぜかという、県全体の情勢からいいますと、三、五、五、五の船が掌握されたからといって、県としてはこれを簡単に取上げることができないのであります。しかも李承晩ラインの間

題は、日本の国が非常に弱くなつてお

る、その国家の一番弱味をこれが一つ

に集約して背負い込んだ形になつてお

る。果にはこの問題について責任がな

いのです。むしろ国にあるのです。そ

ういういきさつがあるから、県が二分

の補給をしますといつてのうくとし

ていると、これはとんでもない間違い

です。県はこういうことはなか／＼や

らないと思つておりますけれども、何

いかにも二分の利子補給が県の方か

ら出て来るような説明ですけれども、

どういふ根拠によつて、県から二分出

るといふことを考えておられるか、そ

の点を伺っておきたいと思います。

○平野政府委員 全面的に國の責任で

あるということを言えばそういうこと

も言えると思いますが、一面また県と

いう法人が存在するわけであつて、こ

れはやはり県内において県民が損をし

た場合においては、隣保共助の精神に

よつて、県がある程度の補償をすると

いうことは、これは当然であると考え

るわけでありませう。すでに山口県等に

Figure 1

おかれましたは、正式に県が利子補給をするというのを聞いておるわけでありまして、必ず県がこの精神において実行されるものと考えます。また借りる場合におきましては、その分の半額につきまして国で負担をする、こういう考えでございます。

○遠藤委員 今のこの問題について、押し問答をしておてもきりがなから、この程度にとどめておきますけれども、これははつきりさせなければだめなんだ。その点をはつきりさせなければ、ただ政務次官がここで答弁したくらいのことでは、これは簡単に動かない問題だということをここで、はつきり申し上げて、そうしてまた小委員会でも十分に議論をしてみたい、こういうことを申し上げておきます。

第三の点は、漁業転換の資金の融通をする、こういうことになっております。この点は重大な問題であります。これは農林大臣もあるいはこの委員会におきまして、あるいはさらにまた本会議においてもはつきり説明をしておりましたけれども、実はこの法律を見ますと羊頭狗肉で、われ／＼がやかましく言つておつたことが全然落ちてしまつておる、これもごまかしです。そのごまかしの羊頭はどこにあるかといひますと、あのときに李承晩ラインに殺到して漁業をやつておつた、その中でつかまつた船といふものは、ごく少数です。わずかに五十艘といふ船があれあります。ところが何百隻といふ船がそここの漁場をめぐって建造し、そしてそこ以外には使えないような型の船ができ上つてしまつておる。漁業転換をするにもすることができない。そうしてかりにかつをまぐるの漁業権をもらつて

も転換の資金がなくてやれないんだ。そういう人たちに転換をさせてやろうと援助をして資金の融通をさせてやろうというのが一つの大きなねらいであつた。この問題の二つの支柱でもあつたわけでありまして、ところがこれを見ますと、まづたゞそれを忘れたようになつておる。これはもうとんでもないごまかしだと思ふのであります。そこでもう一つははつきり指摘しておきたいことは、この法律上の条文を見ますと、たとえば何々会社というやうな大きな会社が二十艘も三十艘も船を持つておつた。そのうち一ぱいか二ぱい拿捕された、あとの十八はいはその海域には出ておつたけれども、つかまらなかつた、そういう会社は転換資金をもらへるやうな仕組みになつておるやうであります、しかし小さな漁民が集まつて一ぱいつくつて、その船がとられてしまつた、ところがその漁港で小さな船が集まつて三ぱい五ぱいつくつておる、これらの船の転換資金はもらえない、どうしてもおかしい、これはどういふふうな説明するのであるか、どうも片手落ちといひますか、何とかいひますか、われ／＼はこの法律の条文を見ておつて突に不可解に思ふわけでありすけれども、そういうへんな取扱をする条文をつつたのかどうか、その点についての政府の見解を伺つておきたいと思ひます。

○清井政府委員 ただいまの御質問であります。この点は先ほど中村委員の御質問に対して一部お答えを申し上げたのであります。なるほど遠藤委員のお話の通り、当該海域に出漁しておつた船は当時は関東方面よりさばつて船が大分出漁しておりました。また

底びきも出漁しておつたのであります。ところがああいふ事態が起りました。一部拿捕されましたけれども大部分のものは漁業を放棄して帰つたといふことはお話の通りであります。そこで私も、拿捕された船と、それから漁場をやむを得ず転換した船の対策の問題でありまして、この点は差別をつけたといふことではなしに、私どももいたしましては、やはり転換した船とおのずから若干区別があるだらう。従つてやはり船そのものがつかまつたものは、やはりこの際代船の建造をして行きたい。

それから漁場をやむを得ず放棄した船に対しては、これは御承知の通りかつかまぐる等に転換せしめるといふふうには、これは臨時措置もできております。さばつて船の一部につきまして、大体百隻以上のものはかつかまぐるに一時転換をする。その転換に必要な資金につきましては、これは先ほど御説明申し上げた通り七千数百万円を公庫に保留してあります。これは五分公庫ではないのでありますけれども、公庫の中にわくとつておるというところをいたしておるわけでありまして、私どももいたしましては、直接この法律で取扱いますものは、やはりつかまつた船が必ず一番先に考えられなければならぬのはなからうか、つかまらなかつた船につきましては、今申し上げた通り、転換漁業のための改造に必要な資金を融通する、こういうやうなことによつて、両々相まつて措置をして行きたい、こういうことでありまして、特に差をつけたといふ意味に私どもは考えていないやうな次第であります。

○遠藤委員 時間がありませんから簡単に結論を申し上げておきたいのでありますけれども、この問題も大きな問題であります。あなたが説明してない点は、大きな会社が持つておるやつは転換をする場合には五分五厘の恩恵を受けて、しかも箇々の小さな連中がやつておるものは恩恵を受けない、七千万円十億一からけでやられてはおかしいじやないかといふのであります。その点について、もう一度はつきりお答えいただいて、あとこまかいことは、小委員会なり今後の委員会でも十分御審議願うことにして、私は質問をやめておきます。

○清井政府委員 ただいまの遠藤委員のお話であります。この法律は拿捕された当該漁船の所有者が拿捕された代船を建造したり、あるいは取得したやうな場合、あるいはほかに船を持つておる場合、あるいはほかに船を買つて、それを転換するときに、この法律が適用されるというところは御承知の通りであります。ですから問題は、大きい船、小さい船といふことでなしに、拿捕された船、拿捕されなかつた船といふところで差をつけた。この法律は、いろ／＼問題があるものでありますけれども、拿捕された船についてのみ措置をするといふことで差がついておる。まして、大きい船、小さい船といふことで差がついておるのではないのであります。

十八隻はつかまらずに帰つて来ておるけれども、この転換には、この資金が出て行く仕組みに書いてある。しかしこれはそういう大きいやつだけを見て、今度は小さな漁港で大勢集まつて一隻つくる、こういうやうな連中は、その恩恵に浴さないのじやないかといふことを言つておるのです。

○清井政府委員 ちよつと御質問の趣旨を誤解しておりました。これはこゝろの意味でございまして、なるほどこれを言いますと、「当該漁船の所有者たる漁業者が当該漁船の代船を建造し、若しくは取得し、又はその所有に係る他の漁船を漁場若しくは漁業の転換の目的で改造する」一こう書いてあります。そこで、かりにただいまの先生の御話を考えますと、ある会社があらまして、その会社の船が一つ拿捕された。ところがほかには拿捕されなかつた船が何十隻もある。それが幾らでも改造できるじやないかといふふうな同いまして、私も、もしもそうであるとするならば、私はその点についてこう考へておるのであります。これは、この法律に書いてある通り、「当該漁船の所有者たる漁業者が当該漁船の代船を建造し、若しくは取得し、又はその所有に係る」云々と書いてあります。ある会社のAならAという船がつかまつた。その船の代船を建造するといふ場合は、その代船を建造しない、たまたまほかの船があるから、それを改造したいといふときは、それは認めましよう。一対一でございまして、

ておるような話でありますけれども、そうじゃないのです。転換ができないで、ばた／＼しておるような連中がまだまだおる。その事実をはつきり突きとめて、そしてこの問題を十分審議して行かなければならぬ、来るべき委員会なり小委員会なりで論議をしたいと思ひますから、この程度で質問を打ち切ります。

○田口委員長 この際本案の取扱についてお諮りいたします。開会前の御懇談の際に、あらかじめお打合せをいたしました通り、本案につきましては、審査の慎重を期するため、漁業制度に関する小委員会の審査に付することといたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

○田口委員長 次に小委員の異動についてお諮りいたします。水産貿易に関する小委員白濱仁吉君と水産金融に関する小委員志賀健次郎君より、それぞれ所屬小委員を交代したいとの申出がありますが、このように決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決定いたします。

○田口委員長 次に小委員会における参考人招致の件についてお諮りいたします。水産貿易に関する小委員長より、同小委員会において起草中の輸出水産業の振興に関する法律案について、関係業者の意見を聴取するため、

日本冷凍食品輸出組合専務理事安達義治君、日本缶詰協会専務理事岡武夫君、日本かつお・まぐろ漁業協同組合連合会会長横山登志丸君、東京まぐろ缶詰協同組合専務理事馬場孟夫君、以上四名を参考人として選定し、次回の小委員会において意見を聞くことにいたします旨の申出がありますが、小委員長の申出の通りとりはからうに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決定いたします。

本日はこの程度にとどめまして、次回の開会日は公報をもつて御通知いたします。これにて散会いたします。

午後一時十五分散会

昭和二十九年二月十七日印刷

昭和二十九年二月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局